緊急市民集会　市民館・図書館　指定管理にしちゃっていいの？

高津市民館（ノクティ）第6会議室

8月9日当日は雨が降ったりやんだりの不安定な天気でしたが、会場は参加者でいっぱいでした。

この度、私たちの会の代表になっていただいた城谷護さんに、腹話術のゴローちゃんとの掛け合いで「指定管理者制度ってなぁに？」「川崎市は、なぜそれをやろうとしているの？」など、わかりやすく解説していただきました。

時々笑いをはさんで、和やかな雰囲気ですが、既に指定管理になっているエポックなかはらで、利用者ではなく指定管理者の都合のよい運営がされていることや、市民ミュージアムの台風被害の背景にある指定管理の問題、昨年、社会教育委員会議で指定管理について議論されなかったこと、それにもかかわらず、教育委員会は指定管理者制度の導入を決めたことなど、次々と指摘されました。

そのあと、会場から意見を募ると、保育園の例や、大山街道ふるさと館の指定管理を受ける側だった経験から、制度の複雑な面や受ける側の大変さなどもわかってきました。

更に、指定管理者制度以前の問題として、川崎市の文化政策はどうか、市民が利用する施設に予算を投じる気がない川崎市の文化度の低さが根底にあるという指摘もありました。

また、市民館・図書館への指定管理者制度の導入について、ほとんどの市民に知らされていないことも大問題です。社会教育を考える川崎の会が、教育委員会生涯学習推進課に求めて開催したのが7月30日の「指定管理者制度ってなぁに？」ですが、職員の説明を聞いて納得する市民はひとりもいませんでした。生涯学習の説明は、利用者の立場に立っていない。指定管理者制度導入は，利用者が望んだわけではないのに、利用者の疑問に答える説明をしない。パブコメを募集しても「賛否を問うものではない」といって，意見は聞くけど反映はしない。川崎市は自治基本条例という，川崎市の憲法と言われる条例がある。そこに書かれた住民自治の観点が失われているのではないか，という指摘もありました。

指定管理者制度の問題は、制度を受ける業者の問題だけでなく、業者に任せる行政の側の問題でもあり、制度自体の問題もあるが、制度以前に行政が文化政策をどのようにしようとしているかが、根底にある一番重要な問題なのかもしれません。

でも今は，条例改正が予定される9月議会までに市民になにができるかです。

各区で説明会を開くなど、いろいろ提案されましたが、今日は，社会教育を考える川崎の会と，川崎の文化と図書館を発展させる会の署名用紙を参加者に託しました。

まずは市民の関心を広げるために，2つの署名活動にご協力をよろしくお願いします。

川崎の文化と図書館を発展させる会

岡本正子